

第11節 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在するため、土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在^注）に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられることから、人と自然との触れ合いの活動の場の調査、予測及び評価を行いました。

注）対象道路の主な道路構造は、嵩上式（高架構造）で計画し、ランプ部の一部は地表式で計画しています。

11.1 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場

1) 調査

(1) 調査の手法

① 調査した情報

a) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

人と自然との触れ合いの活動の場（以下、「触れ合い活動の場」といいます。）の分布、自然特性、活動の内容及び利用状況について、概況を調査しました。

b) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

触れ合い活動の場のうち、不特定多数の人が利用するものを、主要な触れ合い活動の場として選定し、以下の内容を調査しました。

- ・主要な触れ合い活動の場の分布
- ・利用の状況
- ・利用環境の状況

② 調査の手法

調査は、既存資料調査及び現地調査により行いました。

既存資料を表 11-11-1 に示します。

現地調査では、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握しました。また、主要な触れ合い活動の場において行われている主な自然との触れ合い活動内容を詳細に把握しました。

表 11-11-1 既存資料一覧

資料名	発行年 (閲覧年月)	発行者等
市内の公園	(令和4年2月時点)	一宮市ホームページ
一宮市の都市公園	平成28年4月	一宮市
一宮市ウォーキングマップ	平成28年11月	一宮市健康づくりサポーター協議会 一宮市市民健康部健康づくり課
一宮市地図情報サイト138 マップ	(令和4年2月時点)	一宮市ホームページ
一宮市の公式観光協会公式サイト	(令和4年2月時点)	一宮市観光協会ホームページ

③ 調査地域

調査地域は、事業実施区域及びその端部から 500m 程度の範囲を目安とし、主要な触れ合い活動の場が分布する地域としました。

④ 調査地点

調査地点は、触れ合い活動の場が存在する地点や対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な触れ合い活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点として選定しました。

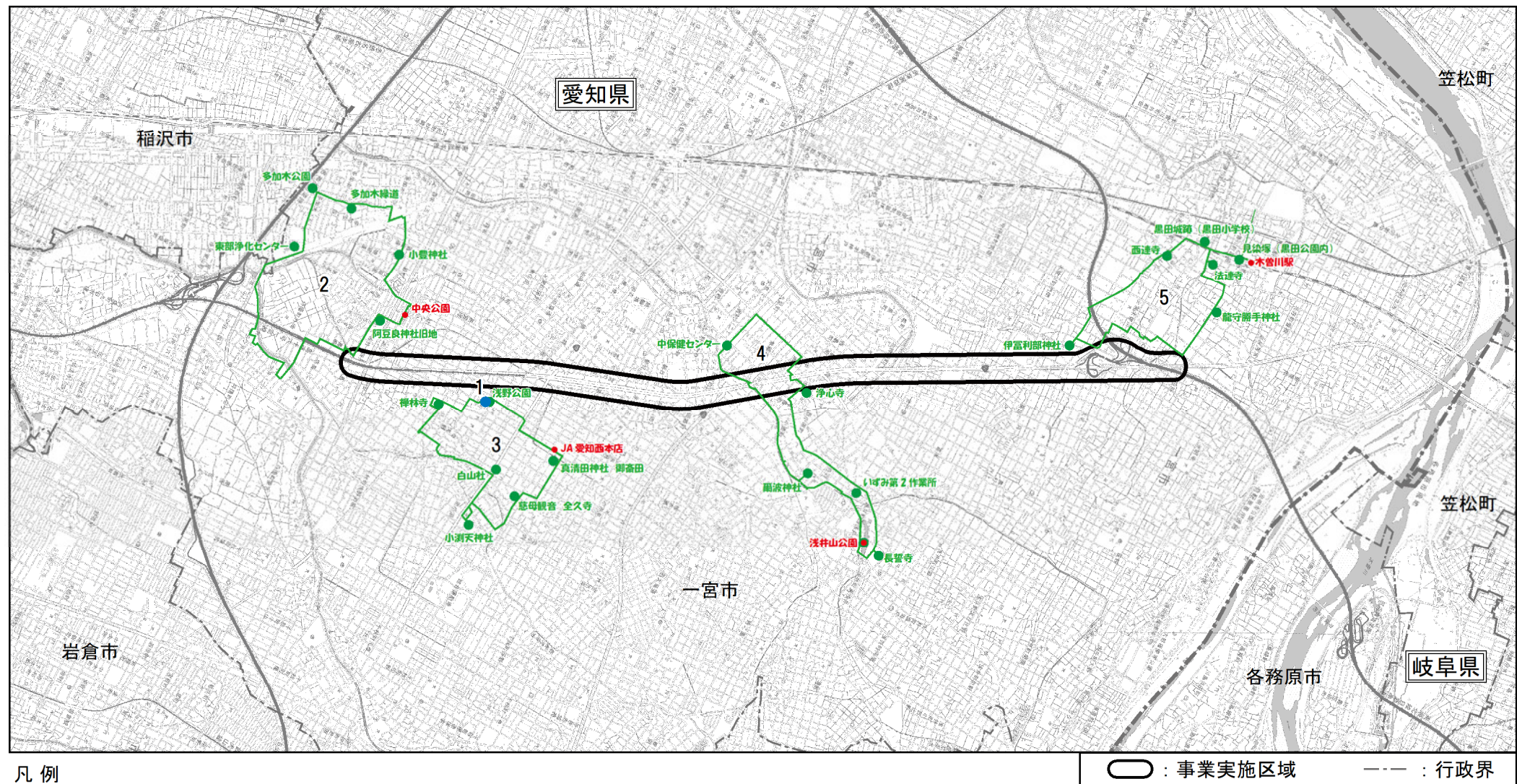
調査地点を表 11-11-2 及び図 11-11-1 に示します。

表 11-11-2 調査地点

No.	調査地点	
1	浅野公園	
2	ウォーキングコース（市南東部）	丹陽町の名所旧跡と緑道巡り(2)
3		西成の寺社巡り
4	ウォーキングコース（市北東部）	大江川河畔（浅井山公園～中保健センター）
5	ウォーキングコース（市北西部）	木曾川町寺社巡り

出典：一宮市の都市公園（平成 28 年 4 月、一宮市）

一宮市ウォーキングマップ（平成 28 年 11 月、一宮市健康づくりサポーター協議会、一宮市市民健康部健康づくり課）



凡例

記号	項目
●	公園等
—	ウォーキングコース (● 見どころ) (● スタート/ゴール)

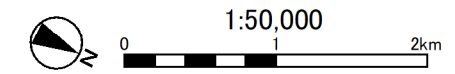


図 11-11-1 触れ合いの活動の場の調査地域・調査地点位置図

⑤ 調査期間等

既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期としました。

現地調査の調査期間等は、触れ合い活動の特性、主要な触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な触れ合い活動の場の利用状況（利用時期、時間帯）を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯としました。

調査期間を、表 11-11-3 に示します。

表 11-11-3 現地調査の調査期間

番号	調査地点		調査期間
1	浅野公園		春季：平成 31 年 4 月 27 日（土・祝）【一宮つつじ祭り】 令和 3 年 7 月 31 日（土） 夏季：令和 3 年 7 月 31 日（土） 秋季：令和 3 年 11 月 13 日（土） 冬季：令和 4 年 1 月 9 日（日）
2	ウォーキングコース （市南東部）	丹陽町の名所旧 跡と緑道巡り(2)	春季：令和 3 年 5 月 3 日（月・祝） 夏季：令和 3 年 7 月 31 日（土） 秋季：令和 3 年 11 月 13 日（土） 冬季：令和 4 年 1 月 9 日（日）
3		西成の寺社巡り	
4	ウォーキングコース （市北東部）	大江川河畔（浅 井山公園～中保 健センター）	
5	ウォーキングコース （市北西部）	木曾川町寺社巡 り	

(2) 調査の結果

主要な触れ合い活動の場の概況並びに分布、利用状況及び利用環境の状況を表 11-11-4(1)～(5)に示します。

表 11-11-4(1) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況の調査結果

調査地点		1 浅野公園	
概況及び分布	概況	戦国時代の武将・浅野長政公の屋敷跡地を整備したもので、周囲は堀をめぐらし、築山、池、庭石、樹木、藤棚、生垣などを配した庭園式公園です。昭和 56 年、豊臣秀吉の妻・北の政所「ねね」の碑が建立されました。	
	面積・延長	9,657m ²	 <p>一宮つつじ祭り（浅野公園敷地内）【H31. 4. 27】</p>  <p>サイクリング（浅野公園敷地内）【R3. 7. 31】</p>  <p>虫とり（浅野公園敷地内）【R3. 11. 13】</p>  <p>散歩（浅野公園敷地内）【R4. 1. 9】</p>
	対象道路からの距離	約 200m	
利用の状況	利用形態	散歩や散策、サイクリング、虫とり等の活動が確認されました。毎年 4 月下旬頃に開催される「一宮つつじ祭」には多くの人が訪れていました。	
	利用時間帯	閉園時間は設けられておらず、常時開園されています。なお、公園駐車場の利用時間は、8:45～17:30までです。	
	交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄バス「浅野公園前」バス 停車下車徒歩 1 分 ・駐車場あり 	
利用環境	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内には、ベンチ、トイレ、身障者用トイレ、マップ、夜間照明等が整備されています。 ・ヒラドツツジや花しょうぶ植えられているほか、藤棚があります。 ・4 月下旬に 1,000 株以上のツツジが開花を迎えます。 		

注【 】内は撮影年月日を示す

表 11-11-4(2) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況の調査結果

調査地点		2 ウォーキングコース（市南東部）丹陽町の名所旧跡と緑道巡り(2)	
概況及び分布	概況	中央公園（一宮市せんい2丁目8番1）をスタート地点とし、見どころである小豊神社、多加木緑道、多加木公園、東部浄化センター及び阿豆良神社旧地を巡るコースです。調査地域には、コースの見どころのうち、阿豆良神社旧地が存在します。	
	面積・延長	約 6.0km	
	対象道路からの距離	200m	
利用の状況	利用形態	散歩や散策、ジョギング、サイクリング等の活動が確認されました。	
	利用時間帯	ウォーキングコースは一般の道路や歩行者専用道であるため、利用時期や時間帯に制限はありません。	
	交通手段	<ul style="list-style-type: none"> 名鉄バス「一宮せんい団地」下車徒歩 2分 	
利用環境	<ul style="list-style-type: none"> コース上に、ウォーキングコースの案内板等はありません。 調査地域に位置するコースの大部分は、市街地・住宅地付近ですが、一部、公園内や河川沿いを通過します。 		 <p>休憩（中央公園敷地内）【R3. 5. 3】</p>  <p>サイクリング（一宮市平島2丁目付近）【R3. 7. 31】</p>  <p>ジョギング（一宮市平島2丁目付近）【R3. 11. 13】</p>  <p>犬の散歩（一宮市せんい2丁目付近）【R4. 1. 9】</p> <p>注【 】内は撮影年月日を示す</p>

表 11-11-4(3) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況の調査結果

調査地点		3 ウォーキングコース（市南東部）西成の寺社巡り	
概況及び分布	概況	JA 愛知西本店（一宮市北小渕字道上 15 番地 1）をスタート地点とし、見どころである真清田神社御斎田、慈母観音全久寺、小渕天神社、白山社、禅林林及び浅野公園を巡るコースです。調査地域には、コースの見どころのうち、真清田神社御斎田、禅林林及び浅野公園が存在します。	
	面積・延長	約 5.4km	
	対象道路からの距離	約 250m	
利用の状況	利用形態	散歩や散策、ジョギング、サイクリング等の活動が確認されました。	
	利用時間帯	ウォーキングコースは一般の道路や歩行者専用道であるため、利用時期や時間帯に制限はありません。	
	交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄バス「水法」下車徒歩 15 分 ・千秋ふれあいバス「大赤見」下車徒歩 5 分 	
利用環境	<ul style="list-style-type: none"> ・コース上に、ウォーキングコースの案内板等はありません。 ・調査地域に位置するコースの大部分は、市街地・住宅地付近ですが、一部が畑地付近を通過します。 		



散歩（一宮市北小渕中田付近）【R3. 5. 3】



ジョギング（一宮市浅野一本杉）【R3. 7. 31】



犬の散歩（一宮市浅野新田付近）【R3. 11. 13】



散歩（一宮市北小渕中田付近）【R4. 1. 9】

注【 】内は撮影年月日を示す

表 11-11-4(4) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況の調査結果


調査地点		4 ウォーキングコース（北東部）大江川河畔（浅井山公園～中保健センター）	
概況及び分布	概況	浅井山公園駐車場（一宮市浅井町東浅井字下之瀬ほか）をスタート地点とし、見どころである浅井山公園、いずみ第2作業所、浄心寺、中保健センター、爾波神社、長誓寺を巡るコースです。調査地域には、コースの見どころのうち、浄心寺が存在します。	
	面積・延長	約 6.1km	
	対象道路からの距離	0m	
利用の状況	利用形態	散歩や散策、ジョギング、ウォーキング、サイクリング等の活動が確認されました。	
	利用時間帯	ウォーキングコースは一般の道路や歩行者専用道であるため、利用時期や時間帯に制限はありません。	
	交通手段	<ul style="list-style-type: none"> 名鉄バス「浅井」下車徒歩1分 	
利用環境	<ul style="list-style-type: none"> コース上に、ウォーキングコースの案内板等はありません。 調査地域に位置するコースの大部分は、市街地・住宅地付近ですが、一部が畑地・水田付近や大江川沿いを通過します。 		 <p>ジョギング・散策（一宮市丹羽押出付近）【R3. 5. 3】</p>  <p>ウォーキング（一宮市丹羽押出付近）【R3. 7. 31】</p>  <p>犬の散歩（一宮市丹羽押出付近）【R3. 11. 13】</p>  <p>散策（一宮市丹羽押出付近）【R4. 1. 9】</p> <p>注【 】内は撮影年月日を示す</p>

表 11-11-4 (5) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況の調査結果

調査地点		5 ウォーキングコース（市北西部）木曾川町寺社巡り	
概況及び分布	概況	JR 東海道本線「木曾川駅」をスタート地点とし、見どころである見染塚（黒田公園内）、黒田城跡（黒田小学校内）、西連寺、伊富利部神社、籠守勝手神社及び法連寺を巡るコースです。調査地域には、コースの見どころのうち、伊富利部神社及び籠守勝手神社が存在します。	
	面積・延長	約 4.9km	
	対象道路からの距離	約 0m	
利用の状況	利用形態	散策、ジョギング、犬の散歩、サイクリング等の活動が確認されました。	
	利用時間帯	ウォーキングコースは一般の道路や歩行者専用道であるため、利用時期や時間帯に制限はありません。	
	交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 東海道本線「木曾川駅」下車すぐ ・名鉄名古屋本線「黒田駅」下車徒歩 6 分 ・名鉄名古屋本線「新木曾川駅 下車」徒歩 10 分 	
利用環境	<ul style="list-style-type: none"> ・コース上に、ウォーキングコースの案内板等はありません。 ・調査地域に位置するコースの大部分は、市街地・住宅地付近を通過しますが、一部が畑地付近を通過するほか、調査地域にはコースの見どころであり、社叢林を有する伊富利部神社が存在します。 		
		 <p>散策（一宮市木曾川町門間八幡付近）【R3. 5. 3】</p>	
		 <p>サイクリング（一宮市木曾川町黒田九ノ通り付近）【R3. 7. 31】</p>	
		 <p>ジョギング（一宮市木曾川町黒田九ノ通り付近）【R3. 11. 13】</p>	
		 <p>ジョギング（一宮市木曾川町黒田九ノ通り付近）【R4. 1. 9】</p>	
		注) 【 】内は撮影年月日を示す	

2) 予測

(1) 予測の手法

① 予測手法

主要な触れ合い活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた解析により行いました。

それぞれの予測手法を表 11-11-5 に示します。

表 11-11-5 触れ合いの活動の場の予測手法

項目		予測手法
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変		事業実施区域と主要な触れ合い活動の場及びそれを取り巻く自然資源を重ね合わせ、改変の位置及び程度を把握しました。
利用性の変化	利用性の変化	事業実施区域と主要な触れ合い活動の場の位置関係により、利用の支障の有無、支障が生じる箇所等を把握しました。
	到達時間・距離の変化	事業実施区域と主要な触れ合い活動の場の位置関係により、近傍の既存道路の改変の状況、主要な触れ合い活動の場への到達時間・距離の変化を把握しました。
快適性の変化		事業実施区域と主要な触れ合い活動の場の位置関係により、認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握しました。

② 予測地域

調査地域のうち、触れ合い活動の特性を踏まえて主要な触れ合い活動の場に係る環境影響が考えられる地域としました。

主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度については、改変が生じる地域としました。利用性の変化については、主要な触れ合い活動の場への到着時間・距離の変化が生じる地域としました。快適性の変化については、認識される近傍の風景の変化が生じ、雰囲気は阻害されると想定される地域としました。

③ 予測対象時期等

予測対象時期は、対象道路の完成時において、触れ合い活動の特性、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な触れ合い活動の場の利用状況を踏まえ、主要な触れ合い活動の場に係る影響を的確に把握できる時期としました。

(2) 予測の結果

予測結果を表 11-11-6(1)～(5)に示します。

表 11-11-6(1) 主要な触れ合い活動の場の予測結果（浅野公園）

項目		予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変		浅野公園は、名岐道路から東に約 200m 離れているため、事業実施による改変は生じないと予測されます。
利用性の変化	利用性の変化	浅野公園は、事業実施による改変を受けないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所は生じないと予測されます。
	到達時間・距離の変化	浅野公園への主なアクセス道路は、事業実施により分断されないことから、周辺地域から浅野公園までの到達時間・距離の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化		浅野公園では、庭園などから名岐道路を視認できますが、現況においても既設の名古屋高速 16 号一宮線が存在していることから、風景に大きな変化は生じないため、名岐道路の存在により雰囲気は阻害されないと予測されます。

表 11-11-6(2) 主要な触れ合い活動の場の予測結果

（ウォーキングコース：市南東部 丹陽町の名所旧跡と緑道巡り(2)）

項目		予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変		ウォーキングコース（市南東部：丹陽町の名所旧跡と緑道巡り(2)）は、名岐道路と交差することがないため、事業実施による改変は生じないと予測されます。
利用性の変化	利用性の変化	ウォーキングコース（市南東部：丹陽町の名所旧跡と緑道巡り(2)）は、事業実施による改変を受けないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所は生じないと予測されます。
	到達時間・距離の変化	ウォーキングコース（市南東部：丹陽町の名所旧跡と緑道巡り(2)）のスタート・ゴール地点となっている中央公園への主なアクセス道路は、事業実施により分断されないことから、周辺地域から本ウォーキングコースまでの到達時間・距離の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化		ウォーキングコース（市南東部：丹陽町の名所旧跡と緑道巡り(2)）では、一部のコース上から名岐道路を視認できますが、現況においても既設の名古屋高速 16 号一宮線が存在していることから、コース沿いの風景に大きな変化は生じないため、名岐道路の存在により雰囲気は阻害されないと予測されます。

表 11-11-6(3) 主要な触れ合い活動の場の予測結果

(ウォーキングコース：市南東部 西成の寺社巡り)

項目		予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変		ウォーキングコース（市南東部：西成の寺社巡り）は、名岐道路と交差することがないため、事業実施による改変は生じないと予測されます。
利用性の変化	利用性の変化	ウォーキングコース（市南東部：西成の寺社巡り）は、事業実施による改変を受けないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所は生じないと予測されます。
	到達時間・距離の変化	ウォーキングコース（市南東部：西成の寺社巡り）のスタート・ゴール地点となっている JA 愛知西本店への主なアクセス道路は、事業実施により分断されないことから、周辺地域から本ウォーキングコースまでの到達時間・距離の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化		ウォーキングコース（市南東部：西成の寺社巡り）では、一部のコース上から名岐道路を視認できますが、現況においても既設の名古屋高速 16 号一宮線が存在していることから、浅野公園などの見どころやコース沿いの風景に大きな変化は生じないため、名岐道路の存在により雰囲気は阻害されないと予測されます。

表 11-11-6(4) 主要な触れ合い活動の場の予測結果

(ウォーキングコース：市北東部 大江川河畔（浅井山公園～中保健センター）)

項目		予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変		ウォーキングコース（市北東部：大江川河畔（浅井山公園～中保健センター））は、国道 22 号の盤下げにより、一部改変されます。 自然資源である大江川やその河畔については、現況において国道 22 号と横断ボックスで交差しているため、事業実施による大きな改変は生じないと予測されます。
利用性の変化	利用性の変化	ウォーキングコース（市北東部：大江川河畔（浅井山公園～中保健センター））の大部分は、事業実施による改変を受けず、また、国道 22 号との交差部についても、国道 22 号の盤下げに伴い、一部改変される（大江川沿いの横断ボックスが廃止される）ものの、利用者に対する付近の横断歩道への誘導等を適切に行うことから、利用の支障は生じないと予測されます。
	到達時間・距離の変化	ウォーキングコース（市北東部：大江川河畔（浅井山公園～中保健センター））のスタート・ゴール地点となっている浅井山公園への主なアクセス道路は、事業実施により分断されないことから、周辺地域から本ウォーキングコースまでの到達時間・距離の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化		ウォーキングコース（市北東部：大江川河畔（浅井山公園～中保健センター））では、一部のコース上から名岐道路を視認できますが、浅井山公園などの見どころやコース沿いの風景に大きな変化は生じないため、名岐道路の存在により雰囲気は阻害されないと予測されます。

表 11-11-6(5) 主要な触れ合い活動の場の予測結果

(ウォーキングコース：市北西部 木曾川町寺社巡り)

項目		予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変		ウォーキングコース（市北西部：木曾川町寺社巡り）は、名岐道路（ランプ）と一部交差しますが、交差部は高架構造であり、ウォーキングコースは名岐道路の高架下を通過するため、事業実施による改変は生じないと予測されます。
利用性の変化	利用性の変化	ウォーキングコース（市北西部：木曾川町寺社巡り）は、名岐道路（ランプ）と一部交差しますが、ウォーキングコースは名岐道路の高架下を通過するため、名岐道路によりウォーキングコースは分断されないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の大きな変化は生じないと予測されます。
	到達時間・距離の変化	ウォーキングコース（市北西部：木曾川町寺社巡り）のスタート・ゴール地点となっている木曾川駅への主なアクセス道路は、名岐道路により分断されないことから、周辺地域から本ウォーキングコースまでの到達時間・距離の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化		ウォーキングコース（市北西部：木曾川町寺社巡り）では、一部のコース上から名岐道路を視認できますが、現況においても既設の東海北陸自動車道が存在していることなどから、籠守勝手神社などの見どころやコース沿いの風景に大きな変化は生じないため、名岐道路の存在により雰囲気は阻害されないと予測されます。

3) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討の状況

予測の結果、道路の存在に係る主要な触れ合い活動の場に関する影響はない又は極めて小さいと予測されたことから、環境保全措置の検討は行わないこととしました。

4) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

道路の存在に係る触れ合い活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行いました。

(2) 評価の結果

① 回避又は低減に係る評価

対象道路は、概ね国道 22 号上に整備されるため、触れ合い活動の場及び自然資源の改変を抑えた計画としています。

また、国道 22 号改良工事(盤下げ)に伴い一部の横断ボックスを廃止する計画としていますが、国道 22 号と交差する大江川沿いのウォーキングコース(市北東部：大江川河畔(浅井山公園～中保健センター))については、環境保全への配慮事項として、関係機関と協議の上、利用者に対する付近の横断歩道への誘導等を適切に行うこととしており、触れ合い活動の場に関する影響は極めて小さいと予測されました。

これらのことから、道路の存在に係る触れ合い活動の場に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されていると評価します。

第12節 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

事業実施区域及びその周辺には、文化財保護条例等に基づく文化財等が存在するため、工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在^注）に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況（文化財等）への影響が考えられることから、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の調査、予測及び評価を行いました。

注）対象道路の主な道路構造は、嵩上式（高架構造）で計画し、ランプ部の一部は地表式で計画しています。

12.1 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

1) 調査

(1) 調査の手法

① 調査した情報

a) 主要な地域の歴史的文化的環境の状況

主要な地域の歴史的文化的環境の状況を調査しました。

② 調査の手法

地域の歴史的文化的特性を生かした環境に関する既存資料の収集により、主要な地域の歴史的文化的環境の状況を把握しました。既存資料を表 11-12-1 に示します。

また、既存資料調査を補完する必要がある場合には、現地調査を行いました。現地調査は、現地踏査による目視で把握しました。

表 11-12-1 既存資料一覧

資料名	発行年 (閲覧年月)	発行者等
一宮の文化財(文化財ガイドマップ)	平成 20 年 3 月	一宮市教育委員会
一宮の文化財めぐり	昭和 53 年 3 月	一宮市教育委員会
一宮市博物館データ検索システム	(令和 4 年 2 月時点)	一宮市博物館ホームページ
一宮市地図情報サイト 138 マップ	(令和 4 年 2 月時点)	一宮市ホームページ
文化財ナビ愛知	(令和 4 年 2 月時点)	愛知県ホームページ

③ 調査地域

調査地域は、対象道路が地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の変化を生じさせる範囲（事業実施区域）を考慮して、その範囲における地域の歴史的文化的特性を生かした環境が分布する地域として、事業実施区域及びその周辺としました。

④ 調査地点

調査地点は、調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境に及ぼす影響を適切に把握できる地点としました。

調査地点を表 11-12-2 及び図 11-12-1 に示します。

表 11-12-2 調査地点

No.	県	市町	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
1	愛知県	一宮市	天然記念物	市	常保寺のイチョウ	一宮市浅野字山王 4	S57. 3. 1
2			史跡	市	伊富利部古墳	一宮市木曾川町門間字北屋敷 3714	S58. 2. 1

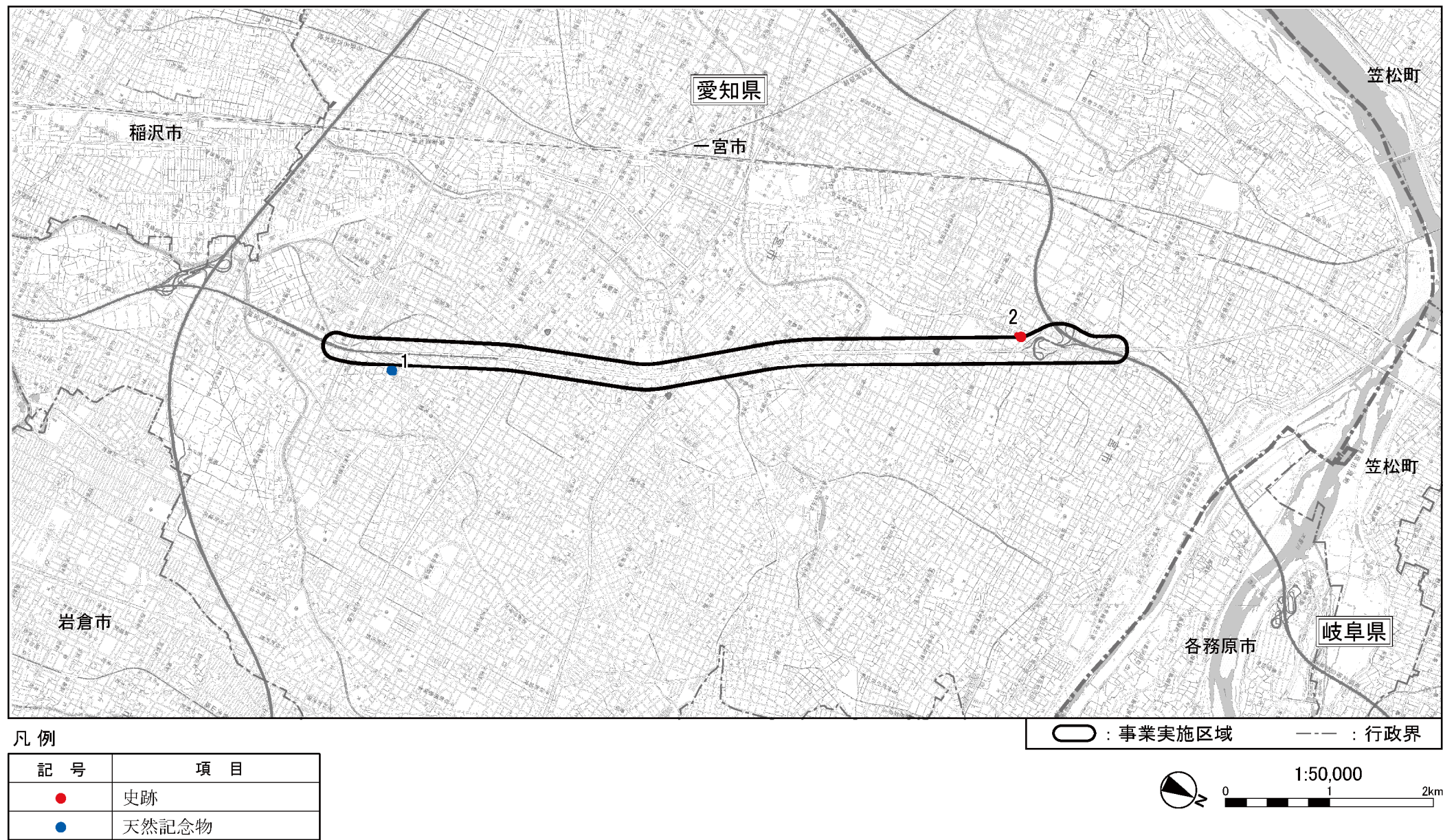


図 11-12-1 地域の歴史的文化的環境の状況の調査地点位置図

⑤ 調査期間等

既存資料調査の調査期間等は、最新のもの入手可能な時期としました。

現地調査の調査期間等は、地域の歴史的文化的特性を生かした環境に係る影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期としました。

調査時期を表 11-12-3 に示します。

表 11-12-3 調査時期

項目	調査実施日
現地調査	令和2年11月25日 令和2年12月10日

(2) 調査の結果

a) 主要な地域の歴史的文化的環境の状況

主要な地域の歴史的文化的環境の状況の調査結果を表 11-12-4(1)～(2)に示します。

表 11-12-4(1) 主要な地域の歴史的文化的環境の状況の調査結果

名称	常保寺のイチョウ	所在地	一宮市浅野字山王 4
指定区分	市指定天然記念物（植物）	指定年月日	昭和 57 年 3 月 1 日
特性・ 周辺状況	<p>イチョウ科の落葉高木。胸高囲 3.46m、高さ 25m、樹齢はおよそ 200 年です。 イチョウは雄株と雌株がわかれています、本樹は雌株です。 乳と呼ばれる気根の垂れ下がる奇樹や、葉に種子が着くオハツキイチョウと呼ばれる奇形 もありますが、本樹はどちらにもあたりません。</p> <p>出典：一宮市博物館データ検索システム 一宮の文化財めぐり（一宮市教育委員会）</p>		
位置			
写真			

表 11-12-4(2) 主要な地域の歴史的文化的環境の状況の調査結果

名称	伊富利部古墳	所在地	一宮市木曾川町門間字北屋敷 3714
指定区分	市指定史跡	指定年月日	昭和 58 年 2 月 1 日
特性・ 周辺状況	<p>式内社である伊富利部神社境内にあり、高さ約 5m の円墳と考えられます。 尾張名所図会にも富士社として古墳状の高まりが描かれています。</p> <p>出典：一宮市博物館データ検索システム</p>		
位置	 <p>○：事業実施区域</p> <p>●：伊富利部古墳</p> <p>出典：一宮市地図情報サイト 138 マップ（一宮市ホームページ）</p>		
写真			

2) 予測

(1) 予測の手法

① 予測手法

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の予測は、地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域の重ね合わせにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の改変の位置及び程度を把握することにより行いました。

② 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の変化が生じると考えられる地域としました。

③ 予測対象時期等

予測対象時期等は、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の影響を明らかにする上で必要な時期とし、工事の実施時期及び対象道路の完成時としました。

④ 予測対象

予測対象は、事業実施区域周辺に存在する「常保寺のイチョウ」及び「伊富利部古墳」としました。

(2) 予測の結果

主要な地域の歴史的文化的環境の予測結果を表 11-12-5 に示します。

表 11-12-5 主要な地域の歴史的文化的環境の予測結果

No.	名称	予測結果	
		工事の実施	道路の存在
1	常保寺のイチョウ	常保寺のイチョウ周辺では、国道22号が工事用車両運行ルートとして計画され、工事用車両の運行による常保寺のイチョウへ至る経路への障害は生じません。このため、工事の実施による常保寺のイチョウへの影響はないと予測されます。	常保寺のイチョウは事業実施区域外に存在するため、直接改変は生じません。このため、道路の存在による常保寺のイチョウへの影響はないと予測されます。
2	伊富利部古墳	伊富利部古墳周辺では、国道22号及び東海北陸自動車道が工事用車両運行ルートとして計画され、工事用車両の運行による伊富利部古墳へ至る経路への障害は生じません。このため、工事の実施による伊富利部古墳への影響はないと予測されます。	伊富利部古墳は事業実施区域外に存在するため、直接改変は生じません。このため、道路の存在による伊富利部古墳への影響はないと予測されます。

3) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討の状況

予測の結果、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在による地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況への影響はないと予測されることから、環境保全措置の検討は行わないこととしました。

4) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行いました。

(2) 評価の結果

① 回避又は低減に係る評価

対象道路は、概ね国道 22 号上に整備するとともに、工事用車両の運行ルートは、集落や市街地における生活道路の通過を避け、既存の幹線道路を極力利用する計画となっており、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の環境保全に配慮されています。

予測の結果、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在による地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況への影響はないと予測されました。

このことから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されていると評価します。

第13節 廃棄物等

工事の実施に伴い発生する建設副産物を事業実施区域外へ搬出することを想定しているため、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）に係る廃棄物等の影響が考えられることから、廃棄物等の調査、予測及び評価を行いました。

13.1 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等

1) 調査

(1) 調査の手法

調査は、既存資料調査により行いました。

事業特性については、「第3章 第2節 2.10 都市計画対象道路事業の工事計画の概要」により把握しました。

また、地域特性については、「第4章 第2節 2.8 その他の状況 1)～3)」により把握しました。既存資料を表 11-13-1 に示します。

表 11-13-1 既存資料一覧

資料名	発行年 (閲覧年月)	発行元
循環型社会形成推進基本法 (平成12年6月2日法律第110号)	—	—
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年12月25日法律第137号)	—	—
資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年4月26日法律第48号)	—	—
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) (平成12年5月31日法律第104号)	—	—
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) (平成12年5月31日法律第100号)	—	—
廃棄物の適正な処理の促進に関する条例 (平成15年3月25日愛知県条例第2号)	—	—
岐阜県環境基本条例 (平成7年3月23日岐阜県条例第9号)	—	—
岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例 (平成11年3月16日岐阜県条例第10号)	—	—
令和2年版国土交通白書	令和3年6月	国土交通省ホームページ
平成30年度建設副産物実態調査結果	令和2年1月	国土交通省総合政策局
産業廃棄物排出及び処理状況等（令和元年度実績）について	令和4年2月	環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
産業廃棄物処理業者一覧表	(令和4年3月)	愛知県ホームページ
処分業事業者一覧	(令和4年3月)	一宮市ホームページ

(2) 調査の結果

対象道路事業の工事計画の概要を「第3章 第2節 2.10 都市計画対象道路事業の工事計画の概要」に示します。

また、調査区域における廃棄物等に係る関係法令等の状況、廃棄物の再利用・処理技術の現況、廃棄物処理施設の立地状況を「第4章 第2節 2.8 その他の状況 1)～3)」に示します。

2) 予測

(1) 予測の手法

① 予測手法

切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等の予測は、事業特性及び地域特性を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況（概略の発生量、再利用量及び区域外搬出量）を予測しました。

さらに、地域特性の把握から得られる廃棄物等の再利用・処分技術の現況及び処理施設等の立地状況に基づいて実行可能な再利用の方策を検討しました。

② 予測地域

予測地域は、切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等が発生する事業実施区域としました。

③ 予測対象時期等

予測対象時期等は、工事期間としました。

(2) 予測の結果

切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等の発生量、事業実施区域内での再利用量及び事業実施区域外への搬出量を表 11-13-2 に示します。

予測の結果、建設発生土については、主に準備工の掘削工や高架工事の下部工(掘削・支保工等)により 211.5 千 m^3 が発生します。コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、主に既存の工作物の除去により、コンクリート塊 3.3 千 m^3 、アスファルト・コンクリート塊 20.2 千 m^3 が発生します。なお、建設汚泥及び建設発生木材については、ほとんど発生しません。

また、建設発生土、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、発生量の全量を区域外搬出します。

表 11-13-2 廃棄物等の予測結果

種 類		発生量	事業実施区域内 再利用量	事業実施区域外 搬出量
建設発生土	予測量 (千 m^3)	211.5	—	211.5
建設汚泥	予測量 (千 m^3)	ほとんど 発生しない	—	ほとんど 発生しない
コンクリート塊	予測量 (千 m^3)	3.3	—	3.3
アスファルト・コンクリート塊	予測量 (千 m^3)	20.2	—	20.2
建設発生木材	予測量 (千 m^3)	ほとんど 発生しない	—	ほとんど 発生しない

3) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討の状況

切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等に関する影響について、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表 11-13-3 に示すとおり、環境保全措置の検討を行いました。

表 11-13-3 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の 適 否	適否の理由
工事間流用の促進	適	建設発生土の最終処分量の低減が見込まれます。
再資源化施設への搬入等による他事業等での利用	適	廃棄物等（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊）の最終処分量の低減が見込まれます。

環境保全措置の検討にあたっては、廃棄物等に関する関係法令及び地域特性の把握から得られる廃棄物等の再利用・処分技術の現況及び処理施設等の立地条件に基づいて、実行可能な再利用や縮減等の方策を検討しました。

建設発生土については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）等の関係法令、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」（平成 15 年 10 月、国土交通省）及び「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月、国土交通省）に基づき、全国の公共工事等発注担当者が共通して利用できる「建設発生土情報交換システム」による工事間利用などの再利用に努めます。また、余剰分を処理・処分する場合は、処理方法等について適切に検討します。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）において再資源化の実施が義務付けられており、工事の際には分別解体し、ほぼすべて再資源化を図ります。

事業実施区域外へ搬出する廃棄物等については、事業実施区域周辺の再利用、処理・処分を行う施設において、十分処理できることを確認していますが、事業実施段階において、再度、その位置、処理実績及び受入可能性等を把握します。また、工事施工ヤード等において、一時保管が必要となった場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 2 号）に基づき適切に対処します。

これらの廃棄物等については、工法の検討などにより発生量の抑制に努めるとともに、表 11-13-4 に示す「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月、国土交通省）で設定された達成基準値及び「あいち建設リサイクル指針」（平成 14 年 3 月、愛知県）で設定された目標値を上回るように努めます。

なお、建設リサイクル推進計画の達成基準値等を達成した場合の最終処分量については、表 11-13-5 に示すとおりです。

表 11-13-4 建設リサイクル推進計画の達成基準値等

対象品目		全 国	中部地方	愛知県
		2024 達成基準値	2024 達成基準値	平成 22 年度 目標値
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	80%以上	—
建設汚泥	再資源化・縮減率	95%以上	95%以上	—
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99%以上	100%
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99%以上	100%
建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上	97%以上	95%

注 1) 愛知県においては、建設発生土及び建設汚泥に関する再資源化率等の目標値は設定されていません。

注 2) 各対象品目における達成基準値等の定義は以下のとおりです。

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等で適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

表 11-13-5 建設リサイクル推進計画の達成基準値等を達成した場合の最終処分量

対象品目		全 国	中部地方	愛知県
		2024 達成基準値	2024 達成基準値	平成 22 年度 目標値
建設発生土	予測量 (千 m ³)	42.3	42.3	—
建設汚泥	予測量 (千 m ³)	0	0	—
コンクリート塊	予測量 (千 m ³)	0.03	0.03	0
アスファルト・コンクリート塊	予測量 (千 m ³)	0.2	0.2	0
建設発生木材	予測量 (千 m ³)	0	0	0

注) 愛知県においては、建設発生土及び建設汚泥に関する再資源化率等の目標値は設定されていません。

(2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

環境保全措置の実施主体は事業者です。

環境保全措置としては、「工事間流用の促進」及び「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施します。

環境保全措置の実施内容等の検討結果は表 11-13-6 (1) ～ (2) に示すとおりです。また、環境保全措置の実施後に生じた余剰分は関係法令に基づいて適切に処理・処分します。

なお、工事施工ヤード等において、建設発生土の仮置き等の一時保管が必要となった場合には、周辺の生活環境・自然環境に影響が生じないように、仮置き場の設置場所を選定するとともに、仮置き場までの適切な運搬及び仮置き場の適正な管理が図られるよう、カバーシートや遮水シート等による廃棄物等の飛散・流出の防止を適切に行います。

表 11-13-6(1) 環境保全措置の検討結果

実施内容	種類	工事間流用の促進
	位置	事業実施区域の周辺
保全措置の効果	事業実施に伴い発生した建設発生土を他の事業において利用することにより、廃棄物等の最終処分量が低減します。	
他の環境への影響	なし	

表 11-13-6(2) 環境保全措置の検討結果

実施内容	種類	再資源化施設への搬入等による他事業等での利用
	位置	事業実施区域の周辺
保全措置の効果	事業実施に伴い発生した廃棄物等(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊)を再資源化することにより、廃棄物等の最終処分量が低減します。	
他の環境への影響	なし	

4) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行いました。

(2) 評価の結果

① 回避又は低減に係る評価

対象道路は、概ね国道 22 号上に整備されるため、建物の取り壊し等による廃棄物等の発生を抑えた計画としています。表 11-13-6 に示す「工事間流用の促進」及び「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施し、「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月、国土交通省）で設定された達成基準値及び「あいち建設リサイクル指針」（平成 14 年 3 月、愛知県）で設定された目標値を上回るように努めることとしています。

さらに、工事施工ヤード等において、建設発生土の仮置き等の一時保管が必要となった場合には、関係法令に基づき、周辺的生活環境や自然環境に影響が生じないよう適切に対処するとともに、建設発生土の運搬時においては、周辺的生活環境・自然環境への配慮として、粉じん等の飛散防止等に努めることとしています。

これらのことから、切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

第14節 温室効果ガス等

工事の実施に伴い温室効果ガス等が発生するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る温室効果ガス等の影響が考えられることから、温室効果ガス等の調査、予測及び評価を行いました。

14.1 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス等

1) 調査

(1) 調査の手法

調査は、既存資料調査により行いました。

事業特性については、「第3章 第2節 2.10 都市計画対象道路事業の工事計画の概要」により把握しました。

また、地域特性については、「第4章 第2節 2.8 その他の状況 4）」により把握しました。既存資料を表 11-14-1 に示します。

表 11-14-1 既存資料

資料名	発行年 (閲覧年月)	発行元
あいち地球温暖化防止戦略 2030	平成 30 年 2 月	愛知県
岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画	令和 3 年 3 月	岐阜県

(2) 調査の結果

対象道路事業の工事計画の概要を「第3章 第2節 2.10 都市計画対象道路事業の工事計画の概要」に示します。

また、調査区域における温室効果ガス等の状況を「第4章 第2節 2.8 その他の状況 4）」に示します。

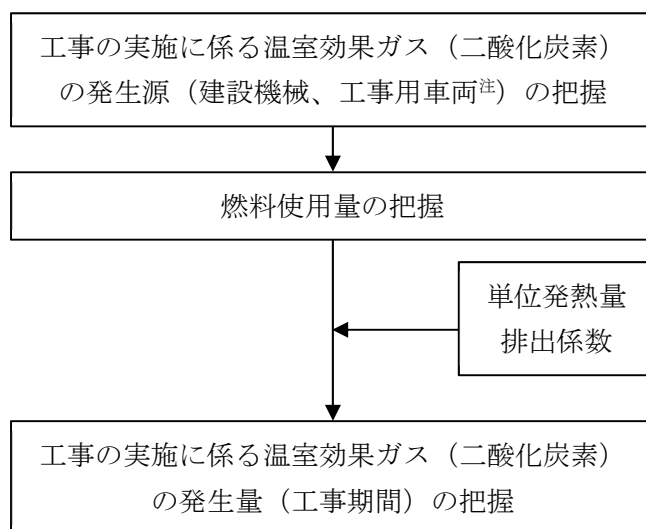
2) 予測

(1) 予測の手法

① 予測手法

工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る温室効果ガス等の予測は、事業特性及び地域特性の情報を基に、工事の実施に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素）の発生状況を把握することにより行いました。

工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る温室効果ガス等の予測手順を図 11-14-1 に示します。



注) 工事用車両の運行距離は、「国土交通省土木工事積算基準」における最長の運搬距離（60km）を設定しました。

図 11-14-1 温室効果ガス（二酸化炭素）の予測手順

予測式は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.8」（令和4年1月、環境省・経済産業省）を参考とし、エネルギー起源二酸化炭素（燃料の使用）の算定式を用いました。

二酸化炭素排出量（tCO₂）は、燃料の種類ごとに、燃料使用量に、単位量当たりの発熱量、排出係数（単位熱量当たりの炭素排出量）及び44/12を乗じて求めます。

なお、主な燃料における二酸化炭素の単位発熱量及び排出係数は表11-14-2に示すとおりです。

$$\begin{aligned} \text{二酸化炭素排出量 (tCO}_2\text{)} &= (\text{燃料の種類ごとに}) \text{燃料使用量(t, kl, 千Nm}^3\text{)} \\ &\times \text{単位発熱量 (GJ/t, GJ/kl, GJ/千Nm}^3\text{)} \\ &\times \text{排出係数 (tC/GJ)} \\ &\times 44/12 \end{aligned}$$

表 11-14-2 主な燃料における二酸化炭素の単位発熱量及び排出係数

燃料の種類	単位発熱量 (GJ/kl)	排出係数 (tC/GJ)
軽油	37.7	0.0187

出典：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.8」（令和4年1月、環境省・経済産業省）
第Ⅱ編 温室効果ガス排出量の算定方法 5. 算定方法及び排出係数一覧表
エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）

② 予測地域

予測地域は、工事の実施（建設機械の稼働等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る温室効果ガス（二酸化炭素）が発生する事業実施区域及びその周辺としました。

③ 予測対象時期等

予測対象時期等は、工事の実施（建設機械の稼働等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る温室効果ガス（二酸化炭素）が発生する工事期間としました。

(2) 予測の結果

工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る温室効果ガス（二酸化炭素）の予測結果を表 11-14-3 に示します。

温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、工事期間において約 7,730tCO₂ と予測されます。

表 11-14-3 温室効果ガス（二酸化炭素）の予測結果

工種等		燃料使用量 (kl)	単位 発熱量 (GJ/kl)	排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)	影響要因別 CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
建設機械の稼働	準備工	112.52	37.7	0.0187	290.9	4,590.7
	基礎杭工	695.79			1,798.6	
	掘削・支保工	293.67			759.1	
	橋桁架設工	106.47			275.2	
	床板工	480.77			1,242.8	
	舗装工・設備工	86.7			224.1	
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		1,214.58			3,139.7	3,139.7
合計						7,730.3

注) 表中の値は、四捨五入により合計と一致しない場合があります。

3) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討の状況

工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る温室効果ガス等に関する影響について、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表 11-14-4 に示すとおり、環境保全措置の検討を行いました。

表 11-14-4 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の 適 否	適否の理由
作業者に対する建設機械の省エネ運転の指導	適	アイドリングストップの励行など省エネ運転を作業者に徹底させることにより、温室効果ガス（二酸化炭素）の発生の低減が見込まれます。
作業者に対する工事用車両のエコドライブの指導	適	アイドリングストップの励行などエコドライブを作業者に徹底させることにより、温室効果ガス（二酸化炭素）の発生の低減が見込まれます。

(2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

環境保全措置の実施主体は事業者です。

環境保全措置としては、「作業者に対する建設機械の省エネ運転の指導」及び「作業者に対する工事用車両のエコドライブの指導」を実施します。

環境保全措置の実施内容等の検討結果は表 11-14-5 (1)～(2)に示すとおりです。

表 11-14-5(1) 環境保全措置の検討結果

実施内容	種類	作業者に対する建設機械の省エネ運転の指導
	位置	事業実施区域
保全措置の効果		アイドリングストップの励行など省エネ運転を作業者に徹底させることにより、温室効果ガス（二酸化炭素）の発生の低減が見込まれます。
他の環境への影響		大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）への影響が緩和されます。

表 11-14-5(2) 環境保全措置の検討結果

実施内容	種類	作業者に対する工事用車両のエコドライブの指導
	位置	事業実施区域及びその周辺
保全措置の効果		アイドリングストップの励行などエコドライブを作業者に徹底させることにより、温室効果ガス（二酸化炭素）の発生の低減が見込まれます。
他の環境への影響		運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）、騒音及び振動への影響が緩和されます。

4) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る温室効果ガス（二酸化炭素）による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行いました。

(2) 評価の結果

① 回避又は低減に係る評価

工事に用いる建設機械については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（ただし、法の適用除外の機種については「排出ガス対策型建設機械指定制度」の二次基準以降）に適合した建設機械を基本とし、環境負荷が小さいものを使用する計画としています。

また、環境保全措置として、表 11-14-5(1)～(2)に示す「作業員に対する建設機械の省エネ運転の指導」及び「作業員に対する工事用車両のエコドライブの指導」を実施します。

なお、事業実施段階においては、温室効果ガス（二酸化炭素）の発生の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。

これらのことから、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス等に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。